

○施設サービスを利用したときの利用者負担の軽減

所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

【令和8年8月から】

単位:円

利用者 負担 段階	所得の状況 ※1		預貯金等の資産の状況 ※2	居住費(滞在費)				食費
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設
1	生活保護受給者の方		要件なし					
	世帯 全員が 住民 税非 課税	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880	550	550 (380)	0	300
2		前年の合計所得額+年金収入額 が82.65万円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880	550	550 (480)	430	390 【600】
3-①		前年の合計所得額+年金収入額が 82.65万円超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370	1,370	1,370 (880)	430	680 【1,030】
3-②		前年の合計所得額+年金収入額 が120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,470	1,470	1,470 (980)	430 (530)	1,420 【1,360】

()内の金額は、介護老人保健施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担に関わらず、預貯金等の資産が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば支給対象となります。

*不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。